

I H I 粉飾決算被害事件 に関する申入書

2008（平成20）年8月20日

日本証券業協会 御中
同協会加入協会員 御中

I H I 粉飾決算被害株主弁護団

弁護士	大川原	栄
同	葛田	勲
同	高柳	孔
同	五十嵐	潤
同	加藤	幸

（連絡先事務所）

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目17番10号
エキニア池袋6階 城北法律事務所

電話03(3988)4866 FAX03(3986)9018

弁護士 大川原 栄(おおかわら・さかえ)
同 加藤 幸(かとう・さち)

（弁護団HP） <http://www.ihigaihengodan.jp/>

1 申入れの趣旨

貴協会及び貴協会加入協会員（証券会社等）におかれては、貴協会ないし貴協会加入協会員に対し、本件被害についての対処法の問い合わせ等があった場合に、当弁護団（添付書面参照）あるいは地元弁護士会を紹介する等の情報提供を行い、本件違法行為による被害者に適切な助言をされるよう要望致します。

2 I H I 粉飾決算事件の概要

既に報道されているとおり、株式会社I H I（旧石川島播磨重工、代表取締役釜和明）は、昨年9月28日、平成18年度（第190期）決算に関し半期報告書及び有価証券報告書において粉飾決算した旨を自ら公表した。そして、本年6月19日に証券取引等監視委員会は同社に対する課徴金納付命令（約16億円）を勧告し、その後同社は同命令記載の事実を認め同課徴金を支払った。

本件に関連して、同社株価は昨年9月28日の上記事実公表により一気に下落している。しかし、上記粉飾決算が公表される以前の昨年1月19日には一般公募により約560億円の株発行（公募による増資）、及び、総額約84億円の株式の売り出しが行われており、また、市場における通常の株式取引も行われていた。その結果、上記粉飾直後に行われた公募増資等に応じたり、あるいは市場において不正に歪められた株価で同社株式を取得したことにより、多額の損失を被った一般投資家は少なくない。

I H I の上記違法行為は、一般投資家に甚大なる被害を及ぼすと同時に、証券市場に対する投資家及び社会の信頼を根底から覆すものであり、それを放置することは許されないと考えられる。

3 被害者の救済について

I H I 自体は上記課徴金の支払により一定の法的措置を受けているとしても、同社の粉飾により損害を被った一般投資家の被害補填は実施されていない。粉飾決算に基づく投資家の被害はいわゆる自己責任論の範囲外であり、法はその被害補填を予定している。そこで、金融商品取引法等に基づく損害賠償による被害者救済を図るべく弁護士を結成し、本年8月9日に全国ホットラインを実施した。

全国ホットラインには、全国から多数の問い合わせがあり、4時間の実施時間だけで100件を超える相談が持ち込まれ、現時点において約100名の原告適格者が存在している。

このホットラインを実施した結果、60歳代を超える高齢者の被害者が多数存在していることが判明した。また、全国ホットライン実施後、証券会社窓口担当者からの問い合わせもあり、本件による被害実態の一部が明らかとなった。そして、本件被害者の多くが高齢者であることを考慮した時、被害者の多くはインターネット等により本件に関する情報収集が困難であると推察され、現状のままでは多くの証券市場被害が放置されかねない。

そこで、貴協会及び貴協会加入協会員におかれては、証券業に関わる団体としての社会的責任に基づき、上記申入れの趣旨記載の対応をして頂きたいと考える次第である。

4 原告適格者の範囲について

なお、本件被害者について類型は次のとおりである。

< A 類型 = 流通市場損害 = 一般市場での取得による損害 >

- ① 流通市場（一般株式取引市場）において
- ② I H I 株式を平成18年12月16日以降に取得し、
- ③ かつ、平成19年9月28日に保有していた株主。
- ④ その後に売却したか、保有し続けているかは問わない。

< B 類型 = 発行市場損害 = 新株発行取得等による損害 >

- ① 平成19年1月に実施された公募ないしは売出しに応じて I H I 株式を取得した者。
- ② その後に売却したか、保有し続けているかは問わない。

5 今後の予定

現在問い合わせがある被害者の情報等を整理し、本年9月中には第1弾の提訴を予定している。

以 上